

みんなで
育てよう

みんなで子育て 綾川町子育て応援BOOK

きらきら



かんちゃん



あゆちゃん

き

輝

ら

く未来

き

希望をもって

ら

楽しく子育て

綾川町



も く じ

はじめに

成長カレンダー&子育てタイミング表	1
子育てマップ	5

妊娠

妊娠	7
妊娠期・産後早期のサポート	9
パパの心得	10

出産

赤ちゃんが生まれたら	11
健診・予防接種等	13

医療・救急

病気やけがをしたとき	17
よくある事例・応急処置方法	19

おでかけ

親子ででかけよう	21
----------	----

保育・教育

保育所・幼稚園・認定こども園	24
小学校・中学校	27

相談

障がいのあるお子さんやひとり親家庭への支援	29
各種相談窓口	30



綾川町子育てイメージキャラクター

「かんちゃん」は滝宮天満宮菅原道真別名菅公さんのように勉強にスポーツに自分らしさを見つけていきいき成長してほしいと願いを込めて名付けられました。



「あゆちゃん」は清流を泳ぐ綾川町の名産鮎のように清らかにいきいきと自分らしさを見つけて成長してほしいと願いを込めて名付けられました。

こんなときはどうしたらいいの？

いつどんな
手続きがいるの？
↓
1～4ページへ

イクメンになるには
どうしたらいいの？
↓
10ページへ

病院は
どこにあるの？
↓
6・17ページへ

保育所・幼稚園・
認定こども園は
どうやって入るの？
↓
24ページへ

ママ友・パパ友を
つくりたい
↓
22ページへ

子どもと遊べる
場所が知りたい
↓
21～23ページへ

子育てに関する
相談がしたい
↓
30～32ページへ

●成長カレンダー＆子育てタイミング表

	妊娠前	妊娠	出産 0ヶ月～	3ヶ月～	6ヶ月～
子どもの成長					
成長・発達状況			だんだん と、お母さんの声に反応して声を出したり、ほほえむような表情が できます。	動く物を目で追うようになり、「アーウー」と声も出します。首がしっかりとってきます。	支えとお座りができ離乳食が始まります。
手続き手当		妊娠届・母子健康手帳の交付→P7	出生届提出(生後14日以内)→P11 出産祝金→P12 出産育児一時金→P11 児童手当(生後15日までに届出)→P12 子育てホームヘルプ サービス事業→P9	チャイルドシート購入補助→P11	
医療	特定不妊治療費助成事業(県事業／町事業)→P7	助産施設制度(経済的困窮者向け)→P8 妊娠高血圧症候群等の医療費の助成→P8	先天性代謝 異常等検査→P12 乳幼児医療 費支給制度(綾川町医療費助成)→P12 未熟児養育 医療(1歳未満)→P12 自立支援医 療の給付(育成医療)→P12 特定疾患等 の医療費の助成(小児慢性特定疾患自立支援医療、結核児童療養医療)→P13	障がいのある お子さんへの支援(新生児聴覚スクリーニング検査費助成→P12 障害児手帳、特別児童扶養手当、福祉サービスなど→P29)	
健康診査 等		妊婦健診→P7 妊婦精密検査→P7 妊婦歯科健診→P8	乳幼児健診(医療機関)→P14 乳幼児精密 検査→P14	3～4ヶ月健診(集団)→P14 予防接種→P15 産後ケア事 業(6ヶ月になるまで)→P9	
保育・教育 集いの場 等	不妊相談センター→P7	子育て支援センターにじ(入所するまで)→P21	ほのぼのラ ッコ(1歳未満)→P22 ひよこ広場(入所するまで)→P21 育児サーク ル パンダCLUB(入所するまで)→P22		保育所・認定こども園→P24,25 一時預かり保育→P26 病児保育→P18 ファミリー・サポート・センター事業→P26
相談・訪問		パパママ教室→P9 妊婦訪問・相談→P9 助産師による妊娠出産サポート事業→P9	こんにちは 赤ちゃん事業(新生児・乳児・未熟児訪問)→P13 養育支援訪 問事業→P13 子育て相談 →P30～32	離乳食講習会→P13	
			電話相談・来所相談 えがお・いきいきセンター(保健師・管理栄養士・精神保健福祉士)、相談事業→P31,32 西部こども相談センター、子ども女性相談センター、中 讃保健福祉事務所(保健師・管理栄養士・家庭児童相談員)→P31,32		

●成長カレンダー＆子育てタイミング表

	9ヶ月～	1歳	2歳	3歳～	6歳	小学生	中学生	～18歳	～20歳
子どもの成長									
成長・発達状況	ハイハイができるようになり、ひとりで遊べる時間が長くなります。	つかまり立ち、つたい歩きが上手になり、「ねんね」「マンマ」などの言葉もだんだん多くなります。	何でも自分でやりたがり、「イヤ」も多い時期。外遊びや身体を使う遊びを喜びます。	自意識が芽生える時期。ごっこ遊びを楽しんだり、友達とけんかをします。	ルールがある遊びを楽しめるようになります。	集団生活の中で自立的に行動することを身につけ、自分なりの考えも言えるようになります。			
手続き手当	児童手当（生後15日までに届出）→P12 ひとり親家庭への支援（児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費支給制度など）→P29 障がいのあるお子さんへの支援（障害児手帳、特別児童扶養手当、福祉サービスなど）→P29								
医療	綾川町医療費助成→P12 未熟児養育医療→P12 自立支援医療（育成医療）→P12 特定疾患等の医療費の助成（小児慢性特定疾患自立支援医療、結核児童療養医療）→P13								
健康診査等	乳幼児健診（医療機関）→P14 9～10ヶ月健診（集団）→P14 乳幼児精密検査→P14 予防接種→P15,16	1歳半健診（集団）→P14	2歳児健康相談（集団）→P14	3歳児健診（集団）→P14	就学時健診→P27	小児生活習慣予防健診（小4）（中1）			若い世代健診（19歳～）
保育・教育集いの場等	子育て支援センターにじ（入所するまで）→P21 ほのぼのラッコ→P22 ひよこ広場（入所するまで）→P21 育児サークル パンダCLUB（入所するまで）→P22 保育所・幼稚園・認定こども園→P24,25 土曜一日保育→P26 一時預かり保育→P26 病児保育→P18 ファミリー・サポート・センター事業→P26 プレイルーム開放（えがお・いきいきセンター）→P22								
相談・訪問	訪問指導（健診後等の相談支援）→P13 発達支援相談・教室（ことばの相談・こども相談・とらいあんぐる・早期支援教室）→P30 発達支援親の会（親すみの日）→P30 子育て相談→P30～32 電話相談・来所相談 えがお・いきいきセンター（保健師・管理栄養士・精神保健福祉士）、相談事業→P31,32 西部こども相談センター、子ども女性相談センター、中讃保健福祉事務所（保健師・管理栄養士・家庭児童相談員）→P31,32								

子育てマップ

★綾川町役場

住所：綾川町滝宮 299 番地

- ① 住民生活課 087-876-1114
- ② 健康福祉課 087-876-1113
- ③ 子育て支援課 087-876-6510
- ④ 保険年金課 087-876-1593
- ⑤ 教育委員会 087-876-1180

☆綾上支所

住所：綾川町山田下 2224 番地

- ⑥ 住民係 087-878-2211

妊娠・出産等 P7～16

① えがお

住所：綾川町陶 1720 番地 1
電話番号：087-876-2525

② いきいきセンター（綾上支所隣接）

住所：綾川町山田下 3352 番地 1
電話番号：087-878-2212

おでかけ P21～23

- ① 子育て支援センターにし
- ② 南原児童館
- ③ 子育て支援施設きらり
- ④ 綾川町立生涯学習センター
- ⑤ 綾川町立綾上図書館
- ⑥ 生子山公園
- ⑦ 畑田八幡宮
- ⑧ 綾川町総合運動公園
- ⑨ 滝宮天満宮、滝宮神社
- ⑩ 道の駅滝宮
- ⑪ 高山航空公園
- ⑫ B&G 綾上海洋センター
- ⑬ しだれ桜、水仙ロード
- ⑭ 高鉢山の風穴
- ⑮ 柏原溪谷
- ⑯ 柏原溪谷キャンプ村 TaTuTa の森
- ⑰ 田万ダム
- ⑱ 萩谷園

医療・救急 P17～20

- ① 桑島医院
- ② 陶病院
- ③ 滝宮総合病院
- ④ 三宅医院
- ⑤ 綾上診療所
- ⑥ 西クリニック
- ⑦ 松本内科胃腸科医院
- ⑧ 溝渕クリニック
- ⑨ よしだ内科消化器科医院
- ⑩ 綾川クリニック
- ⑪ さくらづか吉田クリニック
- ⑫ このはなクリニック
- ⑬ うえだ眼科
- ⑭ 今村整形外科
- ⑮ うきた整形外科
- ⑯ 山下整形外科医院
- ⑰ かさいデンタルクリニック
- ⑱ 高橋歯科医院
- ⑲ にここ歯科
- ⑳ ふくい歯科医院
- ㉑ 浜崎歯科医院
- ㉒ ぱーるしかいいん

保育・教育 P24～28

- ① 陶保育所
- ② 滝宮保育所
- ③ 羽床保育所
- ④ 山田保育所
- ⑤ 羽床上保育所
- ⑥ 粉所幼稚園
- ⑦ 昭和認定こども園
- ⑧ 綾上小学校
- ⑨ 昭和小学校
- ⑩ 陶小学校
- ⑪ 滝宮小学校
- ⑫ 羽床小学校
- ⑬ 綾上中学校
- ⑭ 綾南中学校

妊娠



●妊娠したい

●不妊治療について

特定不妊治療費助成事業

特定不妊（体外受精・顕微授精）を受けられたご夫婦に対して、治療費の一部助成を行っています。（所得等規定あり）

【お問い合わせ先】

町事業 えがお① いきいきセンター②

県事業 中讃保健福祉事務所 電話：0877-24-9963



不妊相談センター

医師や看護師による相談は香川県不妊相談センターでお受けしています。

【お問い合わせ先】香川県不妊相談センター 電話：087-816-1085

●妊娠したら

ママのお腹に新しい命が宿りました。

これから元気な赤ちゃんが生まれてくるまで、さまざまな制度等を活用して親になる心構えと赤ちゃんを迎える準備をはじめましょう。

チェック	名 称	内 容
☐	妊娠届	妊娠がわかったら早めに妊娠の届出をしましょう。母子健康手帳と母子保健ガイドブックが交付されます。 ※マイナンバー（個人番号）が必要になりました。 【必要なもの】 ◎個人番号カードまたは通知カードなど ◎本人確認できるもの（運転免許証など） 【手続き場所】 綾川町国保総合保健施設 えがお① 綾川町国保総合保健施設 いきいきセンター②
☐	妊婦健診	母子保健ガイドブックにある妊婦健康診査受診票を利用すると、健診費用の一部助成が受けられます。県外で健診を受ける時は、受診前に受診票の差し換えが必要です。 元気な赤ちゃんを産むために定期的な健診受診と健康管理をしっかりとしましょう！健診の結果、精密検査が必要な場合は、受診票を交付します。 【場所】医療機関・助産院



チェック	名 称	内 容
☐	歯科健診	母子保健ガイドブックにある妊婦歯科健康診査受診票を利用すると、歯科健診が1回無料で受診できます。 【場所】町内指定医療機関

●手当について

助産施設制度（経済困窮者向け）

収入が少なく分娩費用の支払いが困難な場合は、無料または少ない費用で出産できる施設があります。

【お問い合わせ先】中讃保健福祉事務所 電話：0877-24-9960

妊娠高血圧症候群等の医療費の助成

妊産婦の方が妊娠高血圧症候群および関連疾患、糖尿病、貧血、産科出血、心疾患により7日以上入院した場合は一部助成があります。（所得等規定あり）

【お問い合わせ先】中讃保健福祉事務所 電話：0877-24-9963

●働いている方へ（ワーク・ライフ・バランス）

妊娠中または出産後の女性は、就業について法律で守られています。

働いている方は職場への報告と身体に無理のない就業内容や就業時間の調整、産前産後の休業および育児休暇、産後の勤務形態について相談をしましょう。

母性健康管理指導事項連絡カード

医師等から受けた指導事項の内容を会社に的確に伝えることができるようにするため、母性健康管理指導事項連絡カードを利用しましょう。

【入手方法】母子健康手帳に記載されている様式をコピー、もしくは、厚生労働省のホームページからダウンロード

産前産後の休業

産前産後の女性は事業主に対して休業を請求できます。

【産前休業】出産予定日から6週間（多児妊娠の場合は14週間）以内

【産後休業】産後8週間

育児休業制度

出産後、事業主に申し出ることにより、父親・母親のいずれでも育児休業を取得できます。詳しい内容は事業主にお問い合わせください。

短時間勤務制度

3歳までの子どもを養育する男女労働者について短時間勤務制度（1日6時間）を設けることが事業主の義務となっています。



妊娠期・産後早期のサポート



妊娠中や産後早期はさまざまなサポートを上手に利用しましょう。

パパママ教室

赤ちゃんの誕生に向けて、妊娠中の生活や育児についての講話や実習をしています。

ぜひ、ご夫婦、ご家族で参加してください。綾川町で妊娠届出をしている場合は、開催時期前に案内状を送付します。

【お問い合わせ先】 えがお① または いきいきセンター②

妊婦訪問・相談

保健師または助産師が妊婦さんのお宅へお伺いし、妊娠中の気がかりなことや出産・育児についての健康相談をお受けします。母子保健ガイドブック綴じ込みのハガキ「妊婦訪問依頼票」を郵送するか、下記までお問い合わせください。

また、「えがお①」や「いきいきセンター②」にいる保健師・栄養士が電話や窓口での相談をお受けしています。お気軽にご相談ください。



【お問い合わせ先】 えがお①

子育てホームヘルプサービス事業

出産予定日2ヶ月前から出産後6ヶ月未満のご家庭を対象に、ホームヘルパーが家事のお手伝いをします。利用方法やサービスの詳細については町ホームページをご確認ください。

【お問い合わせ先】 えがお① または いきいきセンター②

産後ケア事業

出産後のまもないお母さんと赤ちゃんの生活リズムをつくるために、助産所でのショートステイ(宿泊)やデイケア(日帰り)が受けられます。助産師による母子のケアや授乳指導・赤ちゃんのお世話などについての相談などをお受けします。なお、ケア内容の詳細や利用料等については町ホームページをご確認ください。

【お問い合わせ先】 えがお① または いきいきセンター②

助産師による妊娠出産サポート事業

妊娠、出産の悩みや不安について産婦人科医師、助産師による個別相談をしています。

詳細については、香川県の子育てサイト「みんな子育て応援団」をご確認ください。

【お問い合わせ先】 (社) 香川県助産師会 電話 :087-844-4131

パパの心得



今、育児する父親のことを『イクメン』と呼び、父親の力が注目されています。「赤ちゃんができた」と聞いたとき、どんな気持ちでしたか？この瞬間から子育てが始まっています。

妊娠中の母体はお腹の赤ちゃんの発育に応じていろいろな変化が起こっており、母親は常に言いようのない不安を抱え、情緒不安定になりがちです。元気な赤ちゃんを産んでもらうために全力でサポートしましょう。



第1条 母親の体調を気遣いましょう

妊娠中は思いもよらない体調の変化が起こるため、いつ何があるかわかりません。できるだけ早く家に帰り、仕事中でもいつでも連絡が取れる状況にしておきましょう。また、帰宅後は妻の話をよく聞いてあげ、家事や身の回りのことなどもできるだけ手伝い、肉体的・精神的なサポートをしましょう。



第2条 妊娠・出産について情報収集や勉強をしましょう

父親が情報収集や勉強などをすると母親も安心し、夫婦間で相談がしやすくなり、出産・育児もスムーズに行うことができます。妊婦健診やパパママ教室にも積極的に参加し、夫婦でお腹の赤ちゃんの変化や成長を共有しましょう。



第3条 妻とお腹の赤ちゃんの健康管理に配慮しましょう

妻の食事(栄養素やエネルギー)、睡眠、体重コントロールなどにも気遣いましょう。また、妊婦や赤ちゃんのそばでの喫煙は、乳幼児突然死症候群(SIDS)と関係することが知られています。母親はもちろんのこと、父親や周囲の人も妊婦や赤ちゃんのそばでの喫煙はやめましょう。



赤ちゃんが生まれたら



ついに、赤ちゃんとの生活がスタート。初産の場合は、毎日が初めてのことで、ただで不安でいっぱいになると思います。出産後は夫婦で協力して子育てをしましょう。

●出産後の手続き等

まずは、名前を決めて出生届を提出しましょう。

また、出産にかかった費用は一部助成されます。他にもいろいろな手当やサポートがあるので、上手に活用しましょう。



手続き

チェック	名 称	内 容
☐	出生届	生まれた日から 14 日以内（生まれた日を含む）に提出しましょう。届出人は原則として、赤ちゃんの父親か母親になります。 【必要なもの】 印鑑、出生証明書（出生届についています）、母子健康手帳、被保険者証（国民健康保険加入世帯） 【手続き場所】 住民生活課①または綾上支所住民係⑥
☐	健康保険加入	赤ちゃんも親と同じ健康保険に加入する必要があります。親が社会保険に加入している場合は勤務先で手続きを行ってください。
☐	出産育児一時金の申請	出産費用の一部を支給します。詳しくは、ご加入の健康保険にお問い合わせください。

チャイルドシート購入補助

子どもの安全を守るチャイルドシートを購入した場合、補助をします。

- 【対 象】 同じ世帯で満 6 歳未満の乳幼児のためにチャイルドシートを購入した方で、町税などの滞納がない方（購入日以後 1 年以内に申請）
- 【内 容】 購入金額の 1/2（千円未満の端数は切り捨て）上限は 2 万円まで
お子さん 1 人に対し、シートの種類に関わらず 1 回限り
- 【手続き場所】 子育て支援課③



手当

チェック	名 称	内 容
☐	出産祝金	町内にお住まいで出産された人に 1 子につき 10,000 円の祝金を支給します。 【必要なもの】 印鑑、妊産婦またはその配偶者の通帳 【手続き場所】 子育て支援課③または綾上支所住民係⑥
☐	児童手当	中学校卒業までの児童を養育している方は児童手当を受給できます。出生後 15 日以内に申請をしてください。 【必要なもの】 請求者の健康保険証、普通預金通帳、印鑑、その他必要な書類 【手続き場所】 子育て支援課③または綾上支所住民係⑥
☐	綾川町医療費助成	綾川町内に住民票がある乳幼児から中学校卒業までの子どもに対し、健康保険が適用になる医療費（自己負担分）の助成を行います。 【必要なもの】 お子様の健康保険証、印鑑、保護者の振込先通帳、住民税所得・課税証明書（保護者の方が転入などで綾川町に課税情報がない方） 【手続き場所】 保険年金課④または綾上支所住民係⑥

その他

チェック	名 称	内 容
☐	新生児聴覚スクリーニング検査費助成	新生児聴覚検査受診票を利用すると検査費助成が受けられます。 県外で受診される場合は検査前に受診票交換が必要です。 【お問い合わせ先】 えがお① いきいきセンター②
☐	先天性代謝異常等検査（県事業）	新生児について血液によるマス・スクリーニング検査を行い、異常を早期に発見することにより、事後の治療とあいまって障害の発現を防止することを目的としています。 【お問い合わせ先】 香川県 健康福祉部 子育て支援課（母子保健グループ）
☐	未熟児養育医療	生まれたときの体重が 2,000g 以下、または生活力が特に薄弱で、強い黄疸などの症状を示す未熟児は、指定養育医療機関において入院治療に必要な医療が給付されます。 【お問い合わせ先】 保険年金課④
☐	自立支援医療の給付（育成医療）	肢体不自由や心臓障害などの疾患があり、通院や比較的短期間の入院で障害が除去あるいは軽減される見込みのある児童は、指定医療機関において治療に必要な医療が給付されます。 【お問い合わせ先】 健康福祉課②

チェック	名 称	内 容
☐	特定疾患等の医療費の助成(県事業)	原因が不明で治療法が確立していない病気のうち、特定の疾患の患者であると認定された場合には、「特定疾患治療研究事業」として、その治療費の自己負担分が軽減されます。 【お問い合わせ先】香川県 健康福祉部 健康福祉総務課

健康診査・予防接種等



●こんにちは赤ちゃん事業

生後4ヶ月までの赤ちゃんのいるすべてのご家庭を保健師または助産師が訪問し、赤ちゃんの身体計測、お母さんの体調や育児に関する相談、町の制度の情報提供等を実施します。出生届提出時に配布する〈赤ちゃんお誕生連絡票／低体重児出生届〉にご記入の上、町役場職員に提出してください。出産後早めに訪問希望のある方は、母子保健ガイドブック添付のハガキ「新生児・産婦訪問依頼票」を郵送していただくか、えがお①までご連絡ください。

●未熟児訪問指導・低体重児出生届

出生体重が2,500g未満で生まれた場合、低体重児出生届の提出をしてください。出生届提出時に配布の〈赤ちゃんお誕生連絡票／低体重児出生届〉または母子保健ガイドブック綴じ込みの低体重児出生届を提出してください。保健師等が訪問させていただきます。

●養育支援訪問事業

養育相談員が子育て家庭へ訪問して、子育てやしつけ、心身の発達、性格や生活習慣、家庭関係に関することなど、子どもに関するさまざまな相談に応じます。相談したいと思ったらまずお電話ください。

【場所】子育て支援施設きらり③（電話：087-877-2320）

●離乳食講習会

赤ちゃんの成長にしたがって、食べるための機能を学び発達させていくことが必要です。町では実習を交えて離乳食のすすめ方についてお話をしています。ぜひご利用ください。

【開催時期】離乳食が始まる前に、講習会のご案内をハガキでお送りしています。



●乳幼児健診・相談

お子さんの健やかな成長の節目として、健診の受診日を記入しましょう。

受診日	種類	対象者	実施場所	
/	乳児一般健康診査	1歳未満の乳児	県内医療機関	母子保健ガイドブック綴じ込みの乳児一般健康診査受診票（2枚交付）を、1歳の誕生日前日まで利用できます。
/	乳児健診	生後3～4ヶ月児	えがお	対象者には個人通知しご案内します。日程は広報あやがわや綾川町健康カレンダーに掲載しています。健診の結果、精密検査が必要な場合は、受診票を交付します。
/		生後9～10ヶ月児	えがお	
/	1歳半健診	1歳6～8ヶ月児	えがお	
/	2歳児健康相談	2歳2～4ヶ月児	えがお	
/	3歳児健診	3歳7～9ヶ月児	えがお	

【お問い合わせ先】えがお① または いきいきセンター②



●予防接種

定期予防接種には次のようなものがあります。

*それぞれの予防接種について、標準接種対象年齢に当たる時期に予診票とお知らせ文をお送りしています。転入、紛失などで予診票がない場合は、えがお①またはいきいきセンター②までご連絡ください。

*綾川町内の指定医療機関または香川県内の広域予防接種医療機関で予約の上、予診票・母子健康手帳・健康保険証をお持ちになって受けるようにしてください。

無料で
受けられ
ます。



チェック	種類	対象年齢	接種日
☐	ヒブ (インフルエンザ 菌b型)	生後2～60ヶ月に至るまで ※生後2～6ヶ月で開始した場合 27日以上、標準的には27～56日 の間隔で3回、初回接種(1歳未満) 初回接種後、7ヶ月以上、標準的には 7～13ヶ月の間隔で1回追加接種	初回1回目 平成 年 月 日 初回2回目 平成 年 月 日 初回3回目 平成 年 月 日 追加 平成 年 月 日
☐	小児用肺炎球菌	生後2～60ヶ月に至るまで ※生後2～6ヶ月で開始した場合 27日以上の間隔で3回 初回接種後、60日以上において1歳以 降、1歳3ヶ月未満で1回接種	初回1回目 平成 年 月 日 初回2回目 平成 年 月 日 初回3回目 平成 年 月 日 追加 平成 年 月 日
☐	B型肝炎	1歳に至るまで(生後2～9ヶ月に至 るまで) 27日以上の間隔で2回接種後、1回 目の接種から139日以上の間隔をお いて1回接種	初回1回目 平成 年 月 日 初回2回目 平成 年 月 日 初回3回目 平成 年 月 日 追加 平成 年 月 日
☐	四種混合 (DPT-IPV) (ジフテリア・百 日せき・破傷風・ ポリオ)	生後3～90ヶ月に至るまで 1期初回 初回は20日以上、標準的 には20～56日までの間隔で3回接 種 1期追加 1期初回接種(3回)終了後、 6ヶ月以上、標準的には12～18ヶ 月の間隔で1回接種	初回1回目 平成 年 月 日 初回2回目 平成 年 月 日 初回3回目 平成 年 月 日 追加 平成 年 月 日
☐	BCG(結核予防)	生後12ヶ月に至るまで(生後5～8ヶ 月未満)	平成 年 月 日

チェック	種類	対象年齢	接種日
☐	水痘 (水ぼうそう)	生後12～36ヶ月に至るまで 1回目 生後12～15ヶ月未満に1回 接種 2回目 1回目終了後、3ヶ月以上、 標準的には6～12ヶ月未満の間隔で 1回接種	1回目 平成 年 月 日 2回目 平成 年 月 日
☐	麻しん(MR) (はしか) 風しん混合	1期 生後12～24ヶ月に至るまで 2期 5歳以上7歳未満(幼稚園の年 長児)	平成 年 月 日 平成 年 月 日
☐	日本脳炎	生後6～90ヶ月に至るまで 1期初回 6日以上、標準的には6 ～28日までの間隔において2回接 種 1期追加 1期初回接種(2回)終了 後、6ヶ月以上、標準的にはおおむね 1年あけて1回接種 2期追加 9～13歳未満で1回接種	初回1回目 平成 年 月 日 初回2回目 平成 年 月 日 追加(1期) 平成 年 月 日 追加(2期) 平成 年 月 日
☐	二種混合(DT) (ジフテリア・ 破傷風)	11～13歳未満	平成 年 月 日



病気やけがをしたとき



●町内医療機関一覧

	医療機関名	住 所	電話番号	備 考
小児科	桑島医院 ^①	山田上甲 1307-1	878-2005	内科・胃腸科
	陶病院 ^②	陶 1720-1	876-1185	内科・耳鼻咽喉科・泌尿器科・皮膚科 他
	滝宮総合病院 ^③	滝宮 486	876-1145	内科・耳鼻咽喉科・泌尿器科・皮膚科・外科・眼科・歯科 他
	三宅医院 ^④	陶 5890-5	876-0125	内科
内科	綾上診療所 ^⑤	山田下 3352-1	878-2002	
	西クリニック ^⑥	畑田 632-15	877-2221	胃腸科
	松本内科胃腸科医院 ^⑦	畑田 673	877-0520	循環器科・胃腸科
	溝渕クリニック ^⑧	滝宮 555-1	876-0056	循環器科・心療内科・皮膚科 他
	よしだ内科消化器科医院 ^⑨	小野甲 1147-7	876-5110	消化器科・アレルギー科・リハビリテーション科
	綾川クリニック ^⑩	陶中尾 4511-1	876-5151	人工透析内科・腎臓内科
アレルギー科	さくらづか吉田クリニック ^⑪	陶 4185-1	870-8000	皮膚科・泌尿器科
耳鼻咽喉科	このはなクリニック ^⑫	小野甲 566	876-8711	アレルギー科
眼科	うえだ眼科 ^⑬	陶 2602-6	870-8181	
整形外科	今村整形外科 ^⑭	陶 2464-1	876-1500	リハビリテーション科
	うきた整形外科 ^⑮	陶 3775-6	876-5000	リハビリテーション科・リウマチ科
	山下整形外科医院 ^⑯	畑田 1071-1	877-2272	リハビリテーション科・リウマチ科
歯科	かさいデンタルクリニック ^⑰	陶 5870-2	876-0324	
	高橋歯科医院 ^⑱	滝宮 570-8	876-1666	
	にこにこ歯科 ^⑲	陶 4178-2	876-3121	
	ふくい歯科医院 ^⑳	萱原 807-3	876-5433	
	浜崎歯科医院 ^㉑	畑田 812-1	877-2211	
	ぱーるしかいいん ^㉒	萱原 822-1	876-8766	



●町外医療機関一覧

	医療機関名	住 所	電話番号	備 考
小児科	綾こどもクリニック	高松市国分寺町福家甲 3174-4	087-875-2220	
	楠原内科医院	丸亀市綾歌町岡田東 2266-3	0877-86-3005	内科・循環器科
	空保小児科医院	丸亀市飯山町川原 972-1	0877-98-2010	アレルギー科

●手当

インフルエンザ予防接種費用助成

本町の住民基本台帳に登録されている生後 6 ヶ月から中学 3 年生までの子どもに対してインフルエンザの予防接種費用を助成します。

【期間回数】 10 月 1 日から 3 月 31 日までの期間で、13 歳未満 2 回、13 歳以上 1 回。

【接種場所】 町長が予防接種を委託した医療機関

【個人負担】 予防接種に要する費用から 1,500 円差し引いた額

【お問い合わせ先】 えがお^①

●病児保育室「うぐいす」

病児保育とは… 病気の子どもを保育・看護することです。

◎病気はだいぶよくなったが、まだ保育所や学校に行けず保護者の方もこれ以上仕事を休めない場合、などに利用できます。

※入院を必要としない程度の軽い急性期の病気および回復期にはあたるがまだ集団生活に支障がある病児が対象です。※症状が重い場合は、お預かりできないことがあります。

【対象年齢】 生後 6 ヶ月から小学生 ※綾川町外の方も利用できます。

【利用時間】 月～金：8 時 30 分～ 18 時

【利用料金】 町内在住：1 日 2,000 円 (5 時間以内 1,000 円)
第 3 子：就学前まで無料 第 2 子：3 歳未満無料
手続きが必要です。

【手続き場所】 子育て支援課^③

【利用方法】 かかっている医療機関に関係なく利用できます。

予約：陶病院^② (087-876-1185) まで

お電話ください。

前日夜 22 時までと当日朝 7 時より電話受付

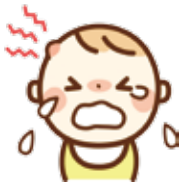
※詳しい保育内容や持ち物などについては町ホームページをご確認ください。



よくある事例・応急処置方法



●家の中もキケンがいっぱい！



テーブル：打撲や切り傷

つかまり立ちやつたい歩きをする時期は、転んでテーブルや家具の角に頭や顔をぶつけてケガをすることがよくあります。角になっている部分にはクッション材を付けて、大けがを防ぎましょう。

リビング：誤飲

子どもの手が届くところにタバコや子どもの口に入る小物などは置かないように気を付けましょう。おもちゃは口に入らない大きさのもので安全マークがついているものを基準に選びましょう。

ドア・窓：指を挟む

子どもがドアや窓の隙間に手を入れていることに気付かずに閉めてしまうと大けがをします。ドアや窓を閉めるときは必ず子どもを離し、隙間などに手が入らないように市販の隙間防止カバーを付けましょう。

お風呂：転倒・溺れる

お風呂場に子どもが勝手に入らないように注意しましょう。床で滑ったり、浴槽に落ちてけがをしたり、浴槽に水が入っているときは溺れる可能性があります。また、入浴中に浴槽用浮き輪を使用している場合は、子どもから目を離さないように気を付けましょう。



洗濯機（ドラム型）：窒息

ドラム型の洗濯機は子どもが興味本位で入る可能性があります。チャイルドロックをかけるか近寄らせないようにしましょう。



ベランダ・窓：転落

小さい子どもはベランダの柵の小さな隙間からすり抜けて落ちてしまうことがあるので、ベランダに勝手に出ないように気を付けましょう。また、ベランダや窓のそばに踏み台になるようなものは置かないように注意しましょう。

●子どもの体調や様子がおかしいと感じたら…

医療機関にかかるべきか、翌日まで様子を見てよいのか迷うときの参考にしてください。

チェック項目が1つでもあてはまれば、すぐに医療機関を受診してください。



症状	チェック	対処法
発熱	☐ 生後3ヶ月未満である ☐ 泣いたり笑ったりせず、無表情で活気がない ☐ 一日中ウトウトと寝たようにしている ☐ 水分も飲まず、おしっこも少ない ☐ 顔色が悪く、呼吸が苦しそう	熱が出ても食欲があり、機嫌がよく、よく眠れているのであれば慌てる必要はありません。 ただし、脱水症状を起こしやすいので、水分補給はこまめにしあげ、様子を見て小児科を受診しましょう。
下痢や嘔吐	☐ 生後3ヶ月未満で何度も吐く ☐ 元気がなくウトウトしている ☐ おしっこが少なく、唇や口の中が乾いている ☐ 水様便が頻回にでる・便に血が混ざる	下痢でもほかに何の症状も見られず、機嫌よく、体重の増えもいいため、特別な治療は必要ありません。 また、激しい下痢や嘔吐を繰り返す場合は脱水症状を起こす危険があるので、水分補給に気を配りましょう。
やけど	☐ 範囲が子どもの手のひらより広い ☐ 水ぶくれができている ☐ やけどのところが白色 ☐ 手のひらや関節のやけど	水道水やシャワーなどの流水で痛みがなくなるまで幹部を冷やします。 水ぶくれは感染の危険があるのでつぶさないことが大切です。
頭を打った	☐ 何度も吐き、元気がない ☐ 打った部分がへこんでいる ☐ 大きなたんこぶができた	頭を打っても、大声で泣き、泣いた後の機嫌がよい場合は心配ありませんが、意識がない場合や繰り返し吐く場合は早急に小児科または脳外科を受診しましょう。
けいれん	☐ 生後6ヶ月未満である ☐ 何度も繰り返しけいれんする ☐ 生まれて初めてのけいれんである	まずは落ち着いて衣服などを緩め、楽に呼吸ができるように寝かせます。体をゆすったり、無理にけいれんを止めようとははいけません。けいれんが激しく続いたり、ひどい下痢や嘔吐などの症状を伴う場合はすぐ受診しましょう。



親子ででかけよう

なないろタイム

子育て支援センターにじ ①

育児の楽しさをともに喜び、困ったことや不安に思ったことをともに考えながら、子どもたちの健やかな成長を願って育児の支援を行ったり、保護者同士が交流できる場です。

【利用できる方】

◎綾川町内在住の就学前の子どもと保護者（里帰りをしている方もどうぞ！）

◎子育てを始めようとする方

【利用日時】月曜日から金曜日の週5日（祝日はお休み） 午前9時～午後4時

【場所】綾川町畑田2422番地1（昭和認定こども園内）
電話：087-877-2226



南原児童館 ②

子どもたちの自由な遊びの場として、または保護者同士の交流の場として、どなたでも自由に利用できます。季節のイベント、お年寄りとの交流など楽しい行事を開催しています。詳しくは「児童館便り」をご覧ください。

※小学校就学前の幼児は保護者同伴でご利用ください。

【開館時間】月～金曜日 8:30～17:00（11月～2月の間は16:30に閉館します）

土曜日 8:30～12:00（日曜日・祝日、年末年始等は閉館）

【図書の利用】1回3冊まで 貸出期間2週間以内

【場所】綾川町滝宮645-10（綾川町立南原児童館） 電話：087-876-1934



ひよこ広場



乳幼児とその保護者が自由に遊び、交流できる場として、毎週水曜日・金曜日（10:00～11:30）に開催しています。「ミニお誕生会」など楽しいイベントもありますので、詳しくは「ひよこだより」をご覧ください。また、育児についての電話相談を随時受け付けていますので、お気軽にご利用ください。

子育て支援施設きりり ③

土曜一日保育や親子連れが自由に交流できる場として、また子育ての情報交換や悩み相談、ミニカフェで子育てサロンも開き子育て中のお母さん等がほっとできる場です。

【利用日時】

土曜一日保育 毎週土曜日 7時半～18時半までの間で保護者が必要とする時間

子育て広場 月・火・木曜日 9時～12時半

子育てサロン 金曜日 9時～15時

子育て電話相談 月～金 9時～16時

【場所】綾川町畑田671-8番地（旧昭和北保育所） 電話：087-877-2320

図書館

綾川町立生涯学習センター ④

【住所】綾川町滝宮318番地

【開館時間】午前9時～午後6時

綾川町立綾上図書館 ⑤

【住所】綾川町山田下2224番地

【開館時間】午前9時～午後5時

【休館日】毎週月曜日（月曜日が祝日の場合は翌日）、

図書館整理日（毎月第4木曜日）

特別資料整理日（10日以内）、年末年始（12月29日～1月3日）



育児サークル

乳幼児対象の集いです。お気軽にご利用ください。

ほのぼのラッコ

（えがお①）

毎月1回、乳児とママが集える場です。身体計測や健康相談ができます。奇数月にはベビーマッサージが体験できます。（P31・32参照）

育児サークルパンダCLUB

（いきいきセンター②）

子育て中のママたちの自主サークルです。いきいきセンターを拠点に、子どもと一緒に遊びを楽しんだりクッキングしたりワイワイ活動しています。ぜひ参加して、育児ライフを楽しみましょう。

えがお①・いきいきセンター②（自由開放）

えがお・いきいきセンターのプレイルームを乳幼児に開放できます。行事のない平日（午前8時半～午後5時15分）に利用できます。事前に利用日時の確認をしてください。

※常駐スタッフはいませんので、必ず保護者と一緒にご利用ください。（P31・32参照）



地域	施設名等	住所	電話番号
昭和	生子山公園 ^⑥	畑田 2591-1	087-876-5282 (綾川町役場経済課)
	畑田八幡宮 ^⑦	畑田 385	087-877-0767
陶	綾川町総合運動公園 ^⑧	陶 1536 番地 1	087-876-3580
滝宮	滝宮天満宮、滝宮神社 ^⑨	滝宮 1314	087-876-0199
	道の駅滝宮 ^⑩	滝宮 1578	087-876-5018
山田	高山航空公園 ^⑪	東分乙 390-17	087-876-5282 (綾川町役場経済課)
	B&G 綾上海洋センター ^⑫	山田下 3694-1	087-878-3003
西分	しだれ桜、水仙ロード ^⑬	西分	
	高鉢山の風穴 ^⑭	西分乙 472-5	087-876-5282 (綾川町役場経済課)
粉所	柏原溪谷 ^⑮	粉所東柏原	087-878-3340
	柏原溪谷キャンプ村 TaTuTa の森 ^⑯	粉所東 3808	
	田万ダム ^⑰	粉所東桜谷 1554-34	087-878-2897
	萩谷園 ^⑱	粉所	087-878-2932



保育所・幼稚園・認定こども園



綾川町内には、0歳児（生後6ヶ月）から小学校就学前児童が利用できる施設として、保育所・幼稚園・認定こども園があります。目的により選んでください。

保育所

労働などのため家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設。夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施しています。



幼稚園

小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行います。14時までの教育時間に加え、必要に応じて預かり保育を実施しています。

認定こども園

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設。昼過ぎごろまでの教育時間に加え、保育を必要とする場合は夕方までの保育を実施しています。また、園により延長保育も実施しています。

	定員	1号 ※	2号 ※	3号 ※	乳児保育	延長 保育	一時 保育	子育て支援 センター
陶保育所 ^①	190		●	●	○ 10ヶ月～	○		
滝宮保育所 ^②	220		●	●	○ 10ヶ月～	○		
羽床保育所 ^③	90		●	●				
山田保育所 ^④	120		●	●	○ 6ヶ月～	○		
羽床上保育所 ^⑤	45		●	●		○	○	
粉所幼稚園 ^⑥	50	●						
昭和認定こども園 ^⑦	220	●	●	●	○ 6ヶ月～	○	○	○

- ※【1号】満3歳以上で午後2時までの教育標準時間利用を希望される方
- ※【2号】満3歳以上で保育を希望される方（保育を必要とする事由が必要）
- ※【3号】満3歳未満で保育を希望される方（保育を必要とする事由が必要）

手続き方法

毎年10月頃に町ホームページに入所（園）の受付日時等について案内を掲載しています。指定の日時にお子さんと一緒に入所（園）を希望する施設へお越しください。また、途中入所（園）を希望している方も同時に受付を行います。

陶保育所①

住所：綾川町陶 2087-1
電話：087-876-1777



滝宮保育所②

住所：綾川町滝宮 528-1
電話：087-876-1776



羽床保育所③

住所：綾川町羽床下 2257-1
電話：087-876-1775



山田保育所④

住所：綾川町山田上甲 1490
電話：087-878-2680



羽床上保育所⑤

住所：綾川町羽床上 1023-1
電話：087-878-1462



粉所幼稚園⑥

住所：綾川町粉所西甲 2063-4
電話：087-878-0783



昭和認定こども園⑦

住所：綾川町畑田 2422-1
電話：087-877-1391



土曜一日保育

保護者の就労形態の多様化等に伴い土曜日に家庭における保育が困難となる家庭の児童に対し、土曜一日保育事業を実施することにより、保護者の子育て支援及び児童の福祉の向上を図ります。

【実施場所】綾川町子育て支援施設きらり③（電話：087-877-2320）

【対象児童】町内保育所・こども園に入所（園）している2号・3号認定の1歳以上の児童で、保護者のいずれもが就労等の事由で当該児童を保育することができないと認められる場合であって、かつ同居の親族その他の者が当該児童の保育をすることができないと認められる場合の児童です。

【保育時間】7時30分から18時30分までの間で保護者が保育を必要とする時間。

【利用方法】土曜一日保育申込書を各施設へ提出、事前申込が必要です。
（保護者の就労証明書添付）

【利用料】

区 分	金 額
7時30分～16時30分までの間で保育を必要とする時間を利用した場合	500円
7時30分～18時30分までの間で保育を必要とする時間を利用した場合	700円

* 12時30分までの保育希望の場合は、各施設で行います。

一時預かり保育

保護者が就労・研修などで週1～3日の保育が必要な場合あるいは病気・出産で入院・通院する等家庭での保育が一時的に困難となった就学前のお子さんをお預かりする制度です。

【実施場所】羽床上保育所⑤（電話：087-878-1462）昭和認定こども園⑦（電話：087-877-1391）

【申込み方法】利用したい日の1ヶ月前から受け付けをします。遅くとも3日前までに、保育所・こども園に申込書をご提出ください。

※急を要する理由により申込みを必要とする場合は、電話での受け付けもいたします。（申込みが多い場合はお断りすることがあります。）

【保 育 料】1時間：300円（綾川町内在住の子どもは申請すると1時間につき100円～補助されます）

給食費：240円 ※保育料はお子さんを連れてきたときにお支払いください。

ファミリー・サポート・センター事業

地域の中で、「子育ての援助をしたい人」と「子育ての援助をしてほしい人」が会員となって、一時的な子育て（保育施設までの送迎・預かりなど）を助け合う有償ボランティア組織です。

おねがい会員 ◎綾川町に在住で子育ての援助をしてほしい人

◎生後6ヶ月～12歳までの子どもがいる人

まかせて会員 ◎綾川町に在住で心身ともに健康で子育ての援助をしたい人

◎自宅で子どもを預かることのできる人

◎「まかせて会員養成講座」を修了した人

【利用方法】 利用には会員登録が必要です。詳しくは下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ・申込】 たかまつファミリー・サポート・センター（電話：087-833-2226）

* 1時間200円～の補助があります。（別途手続きが必要）

小学校・中学校



綾上小学校⑧

住所：綾川町山田上甲 1494-1
電話：087-878-2004



綾上なかよし学級

住所：綾川町山田上甲 1503
(綾上小学校敷地内)
電話：087-878-2211
開設時間：14:00～18:30

昭和小学校⑨

住所：綾川町畑田 2373 番地 1
電話：087-877-0519



昭和なかよし学級

住所：綾川町畑田 2583-5
(旧昭和南保育所内)
電話：087-877-0601
開設時間：14:00～18:30

陶小学校⑩

住所：綾川町陶 5878-1
電話：087-876-1182



陶なかよし学級

住所：綾川町陶 5877-1
(綾川町ふるさと資料館内)
電話：087-876-3634
開設時間：14:00～18:30

滝宮小学校⑪

住所：綾川町滝宮 1095 番地 1
電話：087-876-1183



滝宮なかよし学級

住所：綾川町滝宮 1095-1
(滝宮小学校敷地内)
電話：087-876-1299
開設時間：14:00～18:30



放課後児童クラブ（なかよし学級）

昼間、労働等により保護者のいない、小学校低学年（1～4年生）などを対象に、専用施設等を活用して育成、支援などを行う児童クラブが設置されています。

【申込み方法】 事前に各施設または子育て支援課③へ利用の申し込みが必要です。

【利用料】 通年利用 7,100 円/月（土曜日または長期休業中の利用期間で金額は変わります。）
延長利用 1,000 円/月（18:00～18:30）

羽床小学校⑫

住所：綾川町羽床下 2256
電話：087-876-1184



羽床なかよし学級

住所：綾川町羽床下 2289-2
(羽床なかよし学級室)
電話：087-876-2721
開設時間：14:00～18:30

綾上中学校⑬

住所：綾川町山田上甲 1180
電話：087-878-2020



綾南中学校⑭

住所：綾川町陶 5593 番地 1
電話：087-876-1187



●就学援助・奨学金制度等

就学援助

お子さんを小・中学校へ就学させるのに経済的に困りの方に対して、給食費や学用品費など必要な費用を支給しています。

【対象となる方】 次のいずれかに該当する方が対象となります。

1. 生活保護を停止または廃止された方
2. 世帯員全員が町民税非課税である方
3. 児童扶養手当の支給を受けている方（※児童手当ではありません）
4. 国民年金保険料を免除されている方
5. 上記にあてはまらないが、経済的に困窮している方

【申請の方法など】 申請をご希望される方は、在籍されている学校または教育委員会⑤（876-1180）にお問い合わせください。

奨学金制度

高等学校や大学などへの就学が経済的理由によって困難な場合に、その学資や入学支度金の貸し付けを行っています。

【お問い合わせ先】 教育委員会⑤

就学時健康診断

各小学校の新入学児童に対して健康診断を実施しています。
各年 9 月頃に案内をしています。

はじめに

妊娠

出産

医療・救急

おでかけ

保育・教育

相談

はじめに

妊娠

出産

医療・救急

おでかけ

保育・教育

相談

障がいのあるお子さんや ひとり親家庭への支援



●障がいのあるお子さんへの支援

手帳や受給者証（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・難病医療受給者証）

身体・知的・精神障がいのある子どもや難病のある子どもに、各種福祉サービスを受けるために必要となる手帳や受給者証を交付します。

【お問い合わせ先】健康福祉課②

特別児童扶養手当

20歳未満で、身体または精神に重度または中程度以上の障がいをお持ちのお子さんを監護している父もしくは母、または父母に代わって児童を養育している方に手当が支給されます。支給される金額は障がい区分によって異なります。

【お問い合わせ先】健康福祉課②

●ひとり親家庭への支援

児童扶養手当

ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進し、児童の健やかな成長を願って支給される手当です。18歳に達する日以降の最初の3月31日（児童が中度以上の障がいを有する場合は20歳未満）までの児童を扶養している父もしくは母、または父母に代わって児童を養育している方（養育者）に支給されます。

【お問い合わせ先】子育て支援課③

ひとり親家庭等医療費支給制度

綾川町内に住民票があり、医療保険に加入している方で、ひとり親家庭の親と子などを対象に、健康保険が適用になる医療費（自己負担分）の助成を行います。ただし、本人や同居の家族の所得が一定基準を超える方は、助成を受けられません。

【お問い合わせ先】保険年金課④

母子・父子家庭児童入学支度金

町内にお住まいの母子・父子家庭の児童が、小、中学校および高等学校に入学する際に支給します。（毎年3月申請）

【お問い合わせ先】子育て支援課③

遺児年金

引き続き1年以上町内にお住まいで、父または母が死亡（または3年以上生死不明）した義務教育終了前の児童に対し、1人あたり年額7,000円を支給します。（毎年3月申請）

【お問い合わせ先】子育て支援課③



相談窓口

子育て中のさまざまな問題や困っていること、悩みごと等を、一人で悩まず、勇気を出して相談してみてください。相談は、すべて無料で秘密は堅く守られています。

子どもの発達などについての相談・教室（P31・32 参照）

お子さんのこと、育児のこと、お母さん自身のことなど、ご心配があれば「えがお①」または「いきいきセンター②」の保健師や栄養士にお気軽にご相談ください。

ことばの相談（個別相談）（P31・32 参照）

なかなかしゃべらない、ことばの数が増えない・発音が気になる・社会性の発達に不安があるなど、心配のある方はご相談ください。言語聴覚士（臨床心理士）が相談をお受けします。（予約が必要です）

【場所】いきいきセンター②

こども相談（個別相談）（P31・32 参照）

発達全般の相談から子どもとの関わり方、就学に際して気になること等について、西部こども相談センターの児童心理司が相談をお受けします。（予約が必要です）

【場所】えがお①



とらいあんぐる（発達支援親子教室）（P31・32 参照）

発育・発達に不安のあるお子さんとお母さんたちが集い、遊びを通して子どもの発達を支援する場です。（申し込みが必要です）

【場所】いきいきセンター②

親すみの日（発達支援親の会 グループセミナー）（P31・32 参照）

保護者が心の中の整理や一息つく時間を持ち、子どもの小さなサインに気がつけるよう、カウンセラー等を交えて親同士でゆっくり話をします。託児が必要な方は、事前に予約してください。

【場所】いきいきセンター②

早期支援教室（P31・32 参照）

早期支援コーディネーターが子どもの発達等の相談を受けたり、検査をしたりして成長のために必要な支援をコーディネートします。気になる方は、まずお電話ください。

【場所】子育て支援施設きらり③（電話：087-877-2320）

●相談窓口連絡先

子育て全般	保健	児童虐待	家庭	いじめ・非行	教育	女性の健康	名称・電話番号等		利用時間	内 容
●	●	●	●	●	●		子ども相談専用電話 (子育て支援課内)	087-876-1122 (専用) 087-876-3120(FAX) (子育て支援課)	休日・年末年始を除く 月～金 9:00～17:00	相談員による子育て等に関する様々な相談
		●	●	●	●		教育相談専用電話 (綾川町教育委員会) 学校教育課内	087-876-1180 (専用) 087-876-3701(FAX) (学校教育課)	休日・年末年始を除く 月～金 9:00～17:00	
●		●			●		子育て支援センター「にじ」 (昭和認定こども園内)	087-877-2226	休日・年末年始を除く 月～金 9:00～16:00	
●		●			●		子育て支援施設きらり (旧昭和北保育所)	087-877-2320	休日・年末年始を除く 月～金 9:00～16:00	
●		●			●		綾川町立南原児童館	087-876-1934 087-876-4720 (子育て相談専用ダイヤル)	休日・年末年始を除く 月～金 8:30～17:00	ひよこ広場／乳幼児とその保護者が自由に遊び、 交流できる場として毎週水・金曜日開放 10:00～11:30
●		●			●	保育 教育 施設 全7園	粉所幼稚園	087-878-0783	休日・年末年始を除く 月～金 8:30～17:00	◎乳幼児の子育てに関する相談 ◎入所・入園に関する相談
							昭和認定こども園	087-877-1391		
							陶保育所	087-876-1777		
							滝宮保育所	087-876-1776		
							羽床保育所	087-876-1775		
							山田保育所	087-878-2680		
							羽床上保育所	087-878-1462		
●	●	●			●	●	国保総合保健施設綾南えがお 087-876-2525	乳児とその保護者(自由参加)	ほのぼのラッコ(月1回) 9:30-11:30	親子のふれあい、計測、ベビーマッサージ、相談等
								子どもの発達などに不安のある方	こども相談(年10回) 要予約(午後)	保健師、児童心理司による個別相談
							国保総合保健施設綾上 いきいきセンター 087-878-2212	子育てについて話したい	親すみの日(年11回) 発達支援親の会 10:00～11:30 要予約	カウンセラーを交えて親同士の座談会・勉強会
								子どもの発達などに不安のある方	とらいあんぐる(発達支援親子教室) (申し込み必要) 毎月第1・第3火曜日 9:30～11:30	小集団での経験と遊びを通した発達支援教室
							こどもの発達や言葉の遅れ・ 発音が気になる親子	ことばの相談(個別相談)(年20回) 要予約(午後)	臨床心理士・言語聴覚士による個別相談	
		●		●			西部子ども相談センター	0877-24-3173		
		●		●			子ども女性相談センター	087-862-8861		
					●		中讃保健福祉事務所	0877-24-9963		





はじめに

妊娠

出産

医療・救急

おでかけ

保育・教育

相談

子どもの具合が急に悪くなったとき・・・
救急の場合は落ち着いて

1 1 9 番



以下の内容をゆっくり伝えましょう

- 1 救急** です **2 症状** を伝える
- 3 住所・氏名・電話番号**
- 4 かかりつけ医**

携帯電話からかける場合

携帯電話からかける場合は、位置を正確に伝えるため、よくわかる目標物（付近の交差点や通りの名前、店舗名）を伝えるようにしましょう。

小児救急電話相談事業（毎日午後7時から翌朝8時まで）

※お子さんが急な病気やけがで心配なとき、ご相談ください。

※全国共通の短縮番号【＃8000（プッシュ回線、携帯電話（主要携帯電話会社3社）からご利用いただけます）】または専用電話番号（087-823-1588）まで
詳細は <http://www.qq.pref.kagawa.jp/qq/ctt/qqtpestellt.aspx> に記載しています。

夜間対応の医療機関

- 高松市夜間急病診療所（087-839-2299 午後11時半まで）
- さぬき市民病院（0879-43-2521 午後10時まで）
- 三豊総合病院（0875-52-3366 午後11時まで）

24時間体制で受入を行っている医療機関

- 香川大学医学部附属病院（087-898-5111）
- 四国こどもととなの医療センター（0877-62-1000）

【発行】

〒761-2392 綾川町滝宮299番地 綾川町役場 子育て支援課
電話:087-876-6510 FAX:087-876-3120

この応援ブックは、かがわ健やか子ども基金を活用しています。